«これから保育所に預けたいのですが、保育料がいくらになるか、どうやったらわかりますか？»

保育料の算定基礎となる市町村民税の所得割額については、給与から住民税が特別徴収（いわゆる天引き）されている方は毎年6月に勤務先から受け取られる「特別徴収税額の決定・変更通知書」にて確認できます。

平成29年度　給与所得等に係る市民税・府民税　特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

[1]

[2]

※上記画像は柏原市の場合です。他市町村の場合、様式が異なります。

[1]の「所得割額⑥」及び「均等割額⑦」が市民税の金額です。

[2]の(摘要)欄に「住宅借入金等特別控除額（市町村分）」や「寄附金控除額（市町村分）」等税額控除の金額が記載されている場合は、その金額と「所得割額⑥」を足して下さい。この金額と、保育料徴収基準額表とを見比べて下さい。

住民税を納付書や口座振替でお支払いの場合(普通徴収)は6月に送付しております課税明細書にて、市民税の均等割額及び所得割額をご確認下さい。

計算例1

続柄	給与収入/公的年金収入	均等割額		所得割額+税額控除等	
父	4,000,000円	3,500円		95,000円	
母	600,000円	0円		0円	
祖父	5,000,000円	3,500円		150,000円	
子１	小２	子2	2歳	子3	0歳

父母いずれかの収入額が103万円を超えているため、父母の税額により保育料を算定する。

95,000円(父) ＋ 0円(母) ＝ 95,000円

⇒ 第8階層

保育料：子2 ・・・ 25,900円（第1子）

子3 ・・・ 12,950円（第2子）

計算例2

続柄	給与収入/公的年金収入	均等割額		所得割額+税額控除等	
父	1,000,000円	0円		0円	
母	600,000円	0円		0円	
祖母	2,500,000円	3,500円		50,000円	
子１	小２	子2	2歳	子3	0歳

父母のいずれも収入額が103万円を超えていないため、祖母の税額を含めて保育料を算定する。

0円(父) ＋ 0円(母) ＋ 50,000円(祖母)

＝ 50,000円 ⇒ 第5階層

保育料：子2 ・・・ 7,500円（第2子）

子3 ・・・ 0円（第3子）